

緊急時等の連絡先の提出について

千葉県環境生活部大気保全課あて  
E-mail : e-taiki@mz.pref.chiba.lg.jp

**新規事業所  
又は  
F A X番号、電話番号及びメールアドレスについて  
令和5年度の提出内容から変更がある事業所  
のみ「大気保全課」まで提出してください。  
(担当部課名や担当者名のみが変更の場合は提出は不要です。)**

光化学スモッグ注意報等の発令試験を実施するため、事前に緊急時等の連絡先を把握する必要があります。つきましては、新規事業所とF A X番号、電話番号及びメールアドレスについて令和5年度の提出内容から変更がある事業所は下記に必要事項を御記入の上、本票の提出をお願いします。

提出先：千葉県環境生活部大気保全課 (e-taiki@mz.pref.chiba.lg.jp)

- ・提出は電子メールでお願いします。
- ・要綱第10条第3項の規定により除外される工場等については、本票の提出は不要です。

記

協力工場名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

本票作成者 (部署名) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_  
(本票の内容について説明できる方) \_\_\_\_\_ (電話番号) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ (Eメールアドレス)

緊急時等の連絡先

	担当部課名	担当者名 (正副)	F A X番号	電話番号 (内外線)
平日				
休日				
メール アドレス	①			
	②			
	③			
	④			
	⑤			
休日メール アドレス ※平日と異なる場合のみ 記載	① (※)			
	② (※)			
	③ (※)			
	④ (※)			
	⑤ (※)			

- (注) 確実に連絡がとれるF A X番号及び電話番号を記載してください。  
電話番号は発令時の受信確認に用いる番号を記載してください。  
メールアドレスは、平日・休日等で各10件まで登録可能です。欄が足りない場合は欄を追加し記入してください。  
テレメータ接続工場はF A X番号の記載は不要です。

【提出先及び連絡先】

千葉県 環境生活部 大気保全課 大気規制班  
千葉県千葉市中央区市場町1番1号  
TEL:043-223-3804  
FAX:043-224-0949